

海外ライセンス指針の概要

- 育成者権者が、日本品種の無断栽培を実効的に抑止しつつ、国内農業振興・輸出促進に寄与する戦略的な海外ライセンスを行うための指針となるものとして策定。
- 戦略的な海外ライセンスの実現に向け、
 - ・ ライセンスに当たっては、日本からの輸出と棲み分け可能な南半球等での生産・出荷、日本から輸出できない国への出荷を念頭に、品種保護制度の有無、ライセンスビジネスの成熟度を考慮して生産国を選ぶとともに、日本の輸出促進に理解のあるパートナーを選定。
 - ・ ライセンス契約に当たっては、収穫物の生産から販売までのルートの特典、収穫物の輸出競合市場への出荷制限、種苗の増殖・転売の制限や流出時のペナルティ措置等により保護・管理を徹底。

ライセンス展開の考え方

ターゲット市場・品種の選定

- ✓ 輸送・検疫条件等により輸出できない市場、生産・出荷時期をずらす等により輸出と棲み分け・連携ができる市場を選定
- ✓ 海外市場でニーズが高い品種を開発・選定

生産国・パートナーの選定

- ✓ 侵害リスク低減のため、品種保護制度の有無やその運用実態、ライセンスビジネスの成熟度を考慮して生産国を選定。
- ✓ 我が国の輸出促進に理解があり、輸出との連携を図るための販売管理能力がある者、契約を遵守する信頼できる者を選定。

ライセンス契約のあり方

ライセンス契約の枠組み

- ✓ 川上の種苗業者・収穫物生産者と川下の流通販売業者を結びつける形で契約。例えば、
 - ① 種苗業者、収穫物生産者、流通業者それぞれにライセンス
 - ② 流通業者にライセンスし、当該流通業者が種苗増殖、収穫物生産をサブライセンス

契約に盛り込むべき事項

【競合の回避】

- ✓ 輸出と競合可能性が高い市場や日本への出荷制限

【無断栽培・侵害の防止】

- ✓ 種苗の増殖・転売の制限、栽培技術・ノウハウの秘密保持
- ✓ 無断栽培・流通の監視義務
- ✓ 流出時の損害賠償、ペナルティ措置 等